

議 案 第 27 号

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を行うため。

## 松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年松戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>（派遣をすることができない職員）</p> <p>第3条 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員その他法律により任期を定めて任用された職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>(3) （略）</p>	<p>（派遣をすることができない職員）</p> <p>第3条 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員その他法律により任期を定めて任用された職員</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>(3) （略）</p>

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。